

# ごみ処理手数料変更のお知らせ

平成28年4月1日から、大里広域市町村圏組合のごみ焼却処理施設へ持ち込む事業系ごみ及び畳の処理手数料が改定となります。

大里広域市町村圏組合では、熊谷市、深谷市、寄居町にお住いの皆様から排出されるごみの処理に努めておりますが、平成19年度の料金改正から8年が経過し、その間、施設の改修や補修経費も増えるなど、ごみ処理に要する経費は増加しております。

また、近隣市町村や組合の手数料に差異も生じております。

このような事情から、下記のとおり事業系ごみ及び畳の処理手数料を改定させていただきますことになりました。

今後とも、さらに維持・運営経費の削減及び業務の効率化など、皆様の信頼と期待に応えられる施設として取り組みを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 記

### 【変更前】

・事業活動に伴って生じた可燃性の一般廃棄物	10kgにつき	150円
・畳	10kgにつき	150円

### 【変更後】

・事業活動に伴って生じた可燃性の一般廃棄物	10kgにつき	<u>180円</u>
・畳	10kgにつき	<u>180円</u>

※手数料には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいます。

一般家庭から排出され、焼却施設に直接搬入されるごみ処理手数料に変更はありません。